

# 野木町保育料基準表

## 保育認定 2号・3号 【一般世帯】

### ●保育料

階層	階層区分 定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	13,000	0	12,800	0
第4-1	市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯	24,000	0	23,400	0
第4-2	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯				
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	35,000	0	34,400	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	48,000	0	47,100	0
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	50,000	0	48,800	0
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	51,000	0	49,400	0

※ この表における所得割の額の計算については、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税控除、配当控除規定は適用されません。

※ 保育料算定にあたっては、基本的には父母それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、父母以外(祖父等)が家計の幸者と判断される場合には、その方の課税額も含めて判定を行います。

※ 離婚調停中の場合は、父母それぞれの課税額の合計で判定を行います。離婚成立後は裏面の保育料に変わりますのでお申し出ください。

### ●きょうだいについては次のとおり減免されます。

階層区分	第1子	第2子	第3子以降	
第1	基準表のとおり	0円(基準表のとおり)		
第2		免 除(国の軽減措置)		
第3		半 額(国の軽減措置)		
第4-1		同 上 ※きょうだいで利用する場合の2人目に限る。	免 除(県の軽減措置)	
第4-2				
第5~8				

↑
↓
↑
↓

多  
子  
カ  
ウ  
ン  
ト  
無  
し  
  
 年  
齢  
制  
限  
無  
し  
  
 年  
齢  
制  
限  
有  
り  
 (就  
学  
前)

※ 特別保育(延長保育、一時預かり、休日保育など)の利用料については、通常の保育料と別にご負担いただきます。

問合せ先  
 野木町こども教育課  
 子育て支援係  
 TEL 0280-57-4162

## 保育認定 2号・3号【ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等】

### ●保育料

階層	階層区分 定義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	5,500	0	5,500	0
第4-1	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	5,500	0	5,500	0
第4-2	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯	24,000	0	23,400	0
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	35,000	0	34,400	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	48,000	0	47,100	0
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	50,000	0	48,800	0
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	51,000	0	49,400	0

※ この表における所得割の額の計算については、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税控除、配当控除規定は適用されません。

※ 保育料算定にあたっては、基本的には父母それぞれの課税額の合計で判定を行いますが、父母以外(祖父等)が家計の幸者と判断される場合には、その方の課税額も含めて判定を行います。

### ●きょうだいについては次のとおり減免されます。

階層区分	第1子	第2子	第3子以降		
第1	0円(基準表のとおり)				
第2	免除(国の軽減措置)				
第3	基準表のとおり				
第4-1				半額 ※きょうだいで利用する場合の2人目に限る。	
第4-2					
第5~8					

↑  
 多  
子  
年  
齢  
制  
限  
無  
し
 

↓  
 年  
齢  
制  
限  
有  
り  
(  
就  
学  
前)

※ 特別保育(延長保育、一時預かり、休日保育など)の利用料については、通常の保育料と別にご負担いただきます。

問合せ先  
 野木町こども教育課  
 子育て支援係  
 TEL 0280-57-4162